

平成二十一年五月二十六日受領
答弁第四一—一—号

内閣衆質一七一第四一—一—号

平成二十一年五月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員長妻昭君提出政府内のセクハラに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出政府内のセクハラに関する質問に対する答弁書

お尋ねの「政府内のセクハラ」の趣旨が必ずしも明らかではないが、各府省においてこれまで把握されたセクシユアル・ハラスメントとしては、職員が他の職員に対して、わいせつな行為を行ったもの、身体的接触をしたもの、性的な行為を求めたもの、わいせつな内容の発言を行ったもの、わいせつな内容の電子メールを送付したものと等がある。